

ぐんまゼロ宣言住宅推進協定締結要領

制定 令和3年6月1日 林振第30363-1号

第1 目的

本要領は、省エネルギー性能及び創エネルギー性能が高く、県産木材を使用した高性能な住宅を普及させることにより、温室効果ガス排出量ゼロの実現及び県産木材の需要を拡大させるため、群馬県とぐんまゼロ宣言住宅促進事業（以下「補助事業」という。）に採択されたグループが連携して行う取組に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 協定締結の条件

知事は、次の各号の要件全てを満たす場合に限り、ぐんまゼロ宣言住宅推進協定（以下「協定」という。）を締結できるものとする。

- (1) 当該事業に採択されたグループであること。
- (2) 当該グループの供給する全ての住宅が、住宅性能及び県産木材の使用について、ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金交付要綱別表2の仕様を満たすこと。
- (3) ぐんまゼロ宣言住宅の目的を深く理解し、当該グループの創意工夫をもって性能及び品質の向上に努めること。

第3 申請

協定を締結しようとするグループは、補助事業を最初に実施する年の交付申請と併せて、ぐんまゼロ宣言住宅推進協定締結申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

第4 協定の締結等

知事は、第3の申請書の内容が第2に掲げる要件を満たしていると認めたときは、ぐんまゼロ宣言住宅推進協定書（別記様式第2号）により協定を締結するものとする。

- 2 協定の有効期間は、補助事業に係る補助金の有無にかかわらず、協定締結の日から令和13年3月31日までとする。

第5 支援等

知事は、協定を締結したグループ（以下「協定グループ」という。）が行うぐんまゼロ宣言住宅の普及を推進する活動に対し、情報提供、広報、その他支援を行うものとする。

第6 推進活動等

協定グループは、ぐんまゼロ宣言住宅の普及を推進する活動を積極的に行うとともに、自社のウェブサイト、広告等に協定を締結した事業者である旨を表示することができる。

- 2 協定グループは、毎年度4月末日までに、前年度の活動状況をぐんまゼロ宣言住宅の推進に関する活動状況報告書（別記様式第3号）により知事に報告しなければならない。

第7 協定の解除

知事は、協定グループが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前の協議なく協定を解除することができる。

- (1) 第2に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかになったとき。
 - (2) 法令に違反し、行政庁の処分を受けたとき。
 - (3) ぐんまゼロ宣言住宅の普及を推進する活動を行わないことが明らかになったとき。
 - (4) その他協定を締結するグループとして適当でない認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき協定を解除したときは、第5に定める支援等を直ちに停止し、協定解除通知（別記様式第4号）により当該グループに通知するものとする。

第8 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月1日に施行し、令和3年度事業から適用する。